

特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
32	児童手当支給事務 重点項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

豊中市は、児童手当支給事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

豊中市長

公表日

令和5年6月30日

項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input checked="" type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input checked="" type="checkbox"/> 宛名システム等 <input checked="" type="checkbox"/> 税務システム <input checked="" type="checkbox"/> その他 （ 住民情報系の各業務システム、中間サーバー ）
-------------	---

システム3

①システムの名称	団体内統合宛名システム
②システムの機能	<ol style="list-style-type: none"> 1 団体内統合宛名番号管理機能 各業務システムにおける個人を特定する各々の番号を、同一個人の番号として団体内統合宛名番号へ紐付けて一本化し、その情報を保管、管理する。 2 団体内統合宛名番号と個人番号の紐付け機能 他の機関への情報照会を行う際に使用する個人番号と団体内統合宛名番号を紐付ける。 3 中間サーバー連携機能 情報提供ネットワークシステムを介して情報の照会と提供を行う中間サーバーにおいて、団体内統合宛名番号と符号の紐付けを行うため、中間サーバーへ団体内統合宛名番号を連携する。 4 庁内連携システム連携機能 個人番号、氏名、性別、生年月日、住所、各業務システムにおける個人を特定する番号を庁内連携システムから宛名システムへ連携し、団体内統合宛名番号と各業務システムにおける個人を特定する番号の紐付け及び団体内統合宛名番号と個人番号の紐付けを行う。
③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input checked="" type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input checked="" type="checkbox"/> その他 （ 中間サーバー ）

システム4

①システムの名称	中間サーバー
②システムの機能	<ol style="list-style-type: none"> 1 符号管理機能 情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である個人番号対応符号(以下、「符号」という。)と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する団体内統合宛名番号とを紐付け、その情報を保管・管理する。 2 情報照会機能 情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報を情報照会し、照会した情報を受領する。 3 情報提供機能 情報提供ネットワークシステムを介して、他の機関からの情報照会要求の受領及び当該特定個人情報の提供を行う。 4 既存システム接続機能 中間サーバーと各業務システム及び宛名システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等を連携する。 5 情報提供等記録管理機能 どこの機関がいつ誰の何の情報を照会したか等、特定個人情報(連携対象)の照会、又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する。 6 情報提供データベース管理機能 他の機関との情報連携を行う際に必要となる提供すべき特定個人情報(連携対象)を副本として保持・管理する。 7 情報提供ネットワークシステムとのデータ送受信機能 中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等を連携する。 8 セキュリティ管理機能 暗号化・復号機能や鍵情報等のセキュリティを管理する。 9 職員認証・権限管理機能 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う。 10 システム管理機能 バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼動状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う。

システム8	
①システムの名称	サービス検索・電子申請機能
②システムの機能	<ul style="list-style-type: none"> ・【住民向け機能】自らが受けることができるサービスをオンラインで検索及び申請ができる機能 ・【地方公共団体向け機能】住民が電子申請を行った際の申請データ取得画面又は機能を、地方公共団体に公開する機能
③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input checked="" type="checkbox"/> その他（申請管理システム）
システム9	
①システムの名称	申請管理システム
②システムの機能	<ol style="list-style-type: none"> 1. 申請データ取込み機能 <ul style="list-style-type: none"> ・サービス検索・電子申請機能(マイナポータル)から申請データを取込む 2. 変換・連携機能 <ul style="list-style-type: none"> ・住民基本台帳システムから連携した番号紐づけ情報により、申請データのシリアル番号を宛名番号に変換する ・申請データを住民基本台帳システムほか基幹系業務システムへ送信する 3. 申請データ管理機能 <ul style="list-style-type: none"> ・申請データを画面上に表示し、データを申請書様式で印刷する ・申請情報のステータスを管理する ・申請情報の検索を行う
③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input checked="" type="checkbox"/> その他（サービス検索・電子申請機能）
3. 特定個人情報ファイル名	
児童手当ファイル	
4. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法 第9条第1項 別表第一の第56の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第44条 ・豊中市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例(以下「番号利用条例」という。) 第3条
5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	<input type="checkbox"/> 実施する <input type="checkbox"/> 実施しない <input type="checkbox"/> 未定 <small><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</small>

<p>②法令上の根拠</p>	<p>1. 情報提供の根拠 ・番号法第19条第8号 別表第二の第26・30・87・106の項 ・番号法第19条第9号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第19条・44条・53条</p> <p>2. 情報照会の根拠 ・番号法第19条第8号 別表第二の第74・75の項、 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第40条・40条の2</p>
<p>6. 評価実施機関における担当部署</p>	
<p>①部署</p>	<p>こども未来部 子育て給付課</p>
<p>②所属長の役職名</p>	<p>子育て給付課長</p>
<p>7. 他の評価実施機関</p>	
<p></p>	

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
児童手当ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	児童手当等の受給者・配偶者・児童
その必要性	児童手当等に関する記録を正確かつ統一的に行い、児童手当等の審査・認定・支給に関する事務処理を適切に行う必要があるため。
④記録される項目	[50項目以上100項目未満] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 (口座情報)
その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> 【個人番号】【その他識別情報(内部番号)】 ①本人確認のため ②内部情報照会の索引とするため 【4情報(氏名、性別、生年月日、住所)】【その他住民票関係情報】 ①本人確認資料のため ②申請内容確認のため ③請求権利者の確認のため 【連絡先(電話番号等)】 ①届出内容に不明点があった際の問合せのため 【地方税関係情報】 ①受給資格者の確認や支給区分判断のため 【児童福祉・子育て関係情報】 ①受給資格の確認のため 【年金関係情報】 ①受給資格及び交付金申請時の区分の確認のため 【口座情報】 ①児童手当等口座振込先確認のため
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成28年1月
⑥事務担当部署	こども未来部 子育て給付課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署（住民票担当部署、地方税担当部署） <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等（日本年金機構、共済組合等） <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人（各市町村、地方公共団体システム機構） <input type="checkbox"/> 民間事業者（ <input type="checkbox"/> その他（受給資格調査に係る調査先（受給者の配偶者の勤務先、児童福祉施設））	
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他（電子申込システム、サービス検索・電子申請機能、申請管理システム）	
③使用目的 ※	児童手当等の受給資格の審査・認定・支給に関する事務の適切な実施のため。	
④使用の主体	使用部署	子育て給付課
	使用者数	<input type="checkbox"/> 10人以上50人未満 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <small><選択肢></small> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法		【資格】 1 住民票の異動・出生・勤務先の変更等に伴う被保険者の資格情報の管理 2 児童手当・特例給付判定のための所得情報の管理 【支給】 1 受給情報の管理 2 手当支給口座情報の管理 <small><申請管理システム></small> 「サービス検索・電子申請機能」を通じて申請された電子申請データの受理、審査等
	情報の突合	住所・氏名・生年月日等を基に突合し、宛名番号・団体内統合宛名番号をそれぞれ紐付けする。他の機関等への情報提供や情報照会の際に、個人を特定するために利用する。 <small><申請管理システム></small> 申請者を確認するために既存住基システムを通じて取り込んだ番号紐付情報と突合する。
⑥使用開始日	平成28年1月1日	
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	<input type="checkbox"/> 委託する <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <small><選択肢></small> 1) 委託する 2) 委託しない (5) 件	
委託事項1	子ども子育て支援システム保守	
①委託内容	システムの障害監視作業、障害復旧作業、パッケージアプリケーション保守・レベルアップ作業、年次処理の立会、職員からの問い合わせに対する調査、定例報告会（年4回）の実施等	
②委託先における取扱者数	<input type="checkbox"/> 10人以上50人未満 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <small><選択肢></small> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	富士通Japan株式会社	
再委託	④再委託の有無 ※	<input type="checkbox"/> 再委託する <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <small><選択肢></small> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	委託先業者はあらかじめ書面により、再委託の理由、再委託先、再委託の内容、再委託先が取り扱う情報及び再委託先に対する監督方法等を通知し、許可を得ることにより再委託できる。
	⑥再委託事項	上記委託内容と同じ

再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない]	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法		
	⑥再委託事項		
5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)			
提供・移転の有無	[<input checked="" type="radio"/>] 提供を行っている (5) 件 [<input type="radio"/>] 移転を行っている (2) 件 [] 行っていない		
提供先1	都道府県知事等		
①法令上の根拠	番号法 第19条第8号 別表第二の第26の項		
②提供先における用途	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの		
③提供する情報	児童手当法による児童手当若しくは特例給付の支給に関する情報(以下「児童手当関係情報」という。)		
④提供する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	児童手当等の受給資格者		
⑥提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()		
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供依頼のあった都度		
提供先2	社会福祉協議会		
①法令上の根拠	番号法 第19条第8号 別表第二の第30の項		
②提供先における用途	社会福祉法による生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの		
③提供する情報	児童手当関係情報		
④提供する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	児童手当等の受給資格者		
⑥提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()		
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供依頼のあった都度		

提供先3	都道府県知事等
①法令上の根拠	番号法 第19条第8号 別表第二の第87の項
②提供先における用途	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付又は配偶者支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	児童手当関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <ul style="list-style-type: none"> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	児童手当等の受給資格者
⑥提供方法	[<input type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	
提供先4	番号法第9条第2項に基づく条例を規定し、個人情報保護委員会に情報連携を認められた地方自治体の長
①法令上の根拠	番号法第19条第9号
②提供先における用途	提供先の自治体が条例に定める事務
③提供する情報	児童手当関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <ul style="list-style-type: none"> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	児童手当等の受給資格者
⑥提供方法	[<input type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供依頼のあった都度
提供先5	独立行政法人日本学生支援機構
①法令上の根拠	番号法 第19条第8号 別表第二の第106の項
②提供先における用途	独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	児童手当関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <ul style="list-style-type: none"> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	児童手当等の受給資格者

⑥提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供依頼のあった都度
移転先1	住民基本台帳事務を所管する部署(市民課・庄内出張所・新千里出張所)
①法令上の根拠	住民基本台帳法第7条
②移転先における用途	住民基本台帳の事務(住民基本台帳法第7条)
③移転する情報	児童手当受給資格情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	児童手当等の受給資格者
⑥移転方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	毎日
移転先2	福祉事務所
①法令上の根拠	番号利用条例 第3条
②移転先における用途	・生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの ・中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付又は配偶者支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの ・生活に困窮する外国人に対する保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって市規則で定めるもの
③移転する情報	児童手当関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	児童手当等の受給資格者
⑥移転方法	[] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [<input checked="" type="checkbox"/>] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	月次処理

6. 特定個人情報の保管・消去

保管場所 ※

セキュリティゲートにて入退館管理されている建物のうち、さらにセキュリティゲートにて入退室管理されている部屋に設置されたサーバ内に保管。サーバへのアクセスはID・パスワードによる認証が必要。

<文書類における措置>

特定個人情報が記載された届出書等については、施錠管理を行っている書庫またはキャビネット等に保管する。

<中間サーバー・プラットフォームにおける措置>

- ①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置している。データセンターへの入館、及びサーバー室への入室を行う際は、警備員などにより顔写真入りの身分証明書と事前申請との照合を行う。
- ②特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。

<サービス検索・電子申請機能における措置>

- ①システム内のデータは、セキュリティゲートにて入退館管理をしている建物のうち、さらに厳格な入退室管理を行っている区画に設置したサーバ内に保管している。
- ②外部記憶媒体は、施錠できるキャビネットに保管している。

<申請管理・事前申請における措置>

申請管理システム・事前申請システムのサーバは、入退室管理・施錠(静脈認証)管理を行っているデータセンターに構築し、データはサーバ内専用の領域に保管している。

7. 備考

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

○資格関連情報

受給者氏名、性別、生年月日、住所、連絡先(電話番号)、決定年月日、決定結果、受給者番号、申請種別、申請年月日

○手当資格情報

被用区分、手当月額、支給月額、算定対象児童数、支給対象児童数、児童ごとの月額

○支給要件児童情報

算定対象該当日、留学開始日、留学終了日、別居区分、児童生年月日、児童宛名コード、支給要件非該当日、支給要件非該当事由、支給要件該当日、支給要件該当事由、算定対象該当事由、算定対象非該当日、算定対象非該当事由、監護の有無、3歳児到達、12歳児到達

○支払履歴情報

振込年月日、振込金額、調整前振込金額、調整金額、対象年月、支払処理年月日、支払区分、支払期、支店名、支店コード、口座名義人、口座番号、金融機関名

○差止情報

差止理由、差止対象年度、差止年月日、差止解除年月日、差止開始年月

○過払情報

調整金額、調整済額、調整債権区分、債権未納額、債権全額、過払金額

○現況情報

判定結果、発行年月日、提出年月日、審査決定年月日、現況番号

○福祉世帯情報

受給者との関係、福祉世帯員宛名コード、本人宛名コード、地方税情報

○個人番号管理情報

宛名コード、個人番号、氏名、性別、生年月日、住所、更新日時、更新年月日

○年金情報

年金種別、被用区分、記号番号、勤務先、勤務先電話番号

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
児童手当ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>本人等（本人又は本人の代理人）からの入手</p> <ul style="list-style-type: none"> ・届出者が必要な情報以外を誤って記載することがないような書面書式としている。 ・窓口において、対面で本人確認書類の提示を受け、本人確認を行う。 ・窓口において、本人の代理人が届出を行う場合は、委任状の確認を行うと共に、代理人の本人確認を行う。 ・本人確認を行う際には、個人番号カードや官公庁発行の顔写真入りの身分証明書の提示を受ける。 個人番号カードや官公庁発行の顔写真入りの身分証明書を提示できない場合は、年金手帳等複数の本人確認書類の提示を受けると共に、住基情報等の聞き取りを行う。 ・特定個人情報が含まれる申込をオンラインで入手する場合は、公的個人認証の仕組みが実装されたシステムを使用している。 ・マニュアルやweb上で、個人番号の提出が必要な者の要件を明示、周知し、本人以外の情報の入手を防止する。 <p>システム連携で入手するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人を特定する番号により正確に対象者の情報と紐づき、対象者以外の情報を入手できないようシステム上で担保している。 ・庁内連携システムを通じて入手する場合は、あらかじめ提供先の担当部署から提供を受ける項目について許可を受け、許可された項目以外を連携しないようにシステムで制御している。 <p>全般</p> <ul style="list-style-type: none"> ・システムへの入力や取込後は、確認用帳票を出力し、複数人で確認を行っている。
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p>不適切な方法で入手が行われるリスク</p> <ul style="list-style-type: none"> ・書面以外の方法（口頭・電話・メール等）では届出を受領しない。 ・システムを利用できる職員を限定し、IDとパスワードによる認証を実施している。また、認証後においてもそのユーザがシステム上で利用可能な機能を制限することで、不適切な方法で入手が行えない対策を実施している。 ・住民がサービス検索・電子申請機能から個人番号付電子申請データを送信するためには、個人番号カードの署名用電子証明書による電子署名を付すこととなり、のちに署名検証も行われるため、本人からの情報のみが送信される。 ・サービス検索・電子申請機能の画面の誘導において住民に何の手続きを探し電子申請を行いたいのか理解してもらいながら操作をしていただき、たどり着いた申請フォームが何のサービスにつながるものか明示することで、住民に過剰な負担をかけることなく電子申請を 	

実施いたたけるよう措置を講じている。

入手した特定個人情報 that 不正確であるリスク

- ・通知カードや個人番号カード等の提示をもって、個人番号の真正性を確認している。
- ・届出書等と照会・照合情報との相違がある場合は、届出者等に聞き取りを行い、届出内容を補正し正確性を確保している。
- ・システムへの入力、削除および訂正を行う際は、整合性を確保するため、入力、削除および訂正を行った者以外の者が、必ず入力、削除および訂正した内容を確認している。また、入力、削除および訂正した者と確認した者の双方の記録を残している。
- ・個人を特定する番号により対象者の情報を正確に対応付けることをシステム上で担保しており、さらに入手した情報が正確に対応付けされていることを職員が確認している。
- ・住民がサービス検索・電子申請機能から個人番号付電子申請データを送信するためには、個人番号カードの署名用電子証明書による電子署名を付すこととなり、電子署名付与済の個人番号付電子申請データを受領した地方公共団体は署名検証(有効性確認、改ざん検知等)を実施することとなる。これにより、本人確認を実施する。
- ・個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請フォームに自動転記を行うことにより、不正確な個人番号の入力を抑止する措置を講じている。

入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク

- ・窓口において、記載中の届出内容を他人から覗かれないよう目隠しのパーティションを設け、手続き中の特定個人情報が漏えいしないための措置を実施している。
- ・届出においては、本人又は本人の代理人から直接書面を受領することを原則とし、郵送の場合は担当部署が印刷された返信用封筒を利用する等、確実に担当部署に送付されるよう案内を行っている。
- ・届出書等の紛失等を防ぐため、受け付けた書類はクリアファイルや専用のカゴに入れて管理し、処理後は専用のバインダーに綴って保管している。
- ・他部署とのシステム連携においては、庁内連携システムを介して行い、情報の搾取、奪取の防止、および正確性担保のため庁内の専用回線を用い、情報の暗号化を実施する等の措置を行っている。
- ・個人所有の電子計算機の持ち込み、接続を禁止している。
- ・個人情報の記載のある文書は、必ず鍵付きの書庫に保管している。
- ・サービス検索・電子申請機能と地方公共団体との間は、専用線であるLGWAN回線を用いた通信を行うことで、外部からの盗聴、漏えい等が起らないようにしており、さらに通信自体も暗号化している。

3. 特定個人情報の使用	
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>【宛名システム等における措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・宛名システムには、許可された者が許可された項目にだけアクセスできるようシステムで制御している。 ・庁内連携システムでは、保有するデータベースにおいて入手元の情報と情報項目の対応付けを予め設定しており、庁内連携システムから情報入手時には、庁内連携システムが事務と情報項目の対応付けに従って情報を受渡することで、事務に必要な情報以外の入手を防止し、目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けができないようにしている。 <p>【事務で使用するその他のシステムにおける措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子ども子育て支援システムにおいて、利用者の担当事務ごとに利用者権限を設定し、権限に応じて不必要な情報にアクセスできないよう、システムで制御している。 ・管理者以外は、中間サーバーに直接アクセスすることができないようシステムで制御している。 ・管理者以外は、庁内連携システム内の統合データベースには直接アクセスすることができないようシステムで制御している。
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p style="text-align: right;"><選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	<p>[行っている]</p> <p style="text-align: right;"><選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない</p>
具体的な管理方法	<ul style="list-style-type: none"> ・システムを利用する職員を特定し、個人ごとにユーザーIDを割り当て、各システムごとに次の方法で認証を行っている。 ・各システムにおいて、担当者ごとに使用できる権限を設定することで、不正使用への対策を実施している。 ・ユーザーIDとアクセス権限は管理者が定期的に確認し、事務上アクセスが不要となったIDや権限パターンを変更又は削除している。 ・子ども子育て支援システム 端末に生体情報とパスワードで認証 システムにIDとパスワードで認証 ・住民基本台帳ネットワークシステム 端末にはIDと生体情報で認証 システムにはIDとパスワードで認証 ・中間サーバー・団体内統合宛名システム 端末には生体認証とパスワードで認証 システムにはIDとパスワードで認証 ・共通基盤システム 児童手当担当者は直接アクセスできないよう制御 ・電子申込システム 端末にはIDと生体情報で認証。 システムにはパスワード自動入力によるシングルサインオンでの認証。 システムのパスワードはシステム管理者が管理。 ・サービス検索・電子申請機能・申請管理システム 端末に生体情報とパスワードで認証 システムにIDとパスワードで認証
その他の措置の内容	<p>【アクセス権限の発行・失効管理】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ユーザーIDとアクセス権限は管理者が定期的に確認し、事務上アクセスが不要となったIDや権限パターンを変更又は削除する。 ・事務区分および事務権限に対応したアクセス権限を付与している。 ・事務処理ごとに更新権限と照会権限の必要有無を切り分けており、事務に必要な権限を必須で申請するものとしており、申請に対して、管理者が申請内容を確認の上、決裁と権限の付与を行っている。 ・共有IDは発行せず、必ず個人に対しユーザーIDを発行する。 ・パスワードは1年ごとに変更をかける運用を徹底している。 ・権限を有していた職員の異動退職情報を管理者が確認し、異動・退職があった際には権限を失効させる。 <p>【特定個人情報の使用の記録】</p> <p>下記システムへのログイン記録(失敗した記録を含む)、個人を特定した検索および特定後の操作ログの記録を行い、一定期間保存している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子ども子育て支援システム ・住民基本台帳ネットワークシステム ・共通基盤システム ・団体内統合宛名システム ・中間サーバー ・申請管理システム

リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
<p>従業者が事務外で使用するリスク</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務外での使用の禁止や未使用時ログオフの徹底等を年1度の個人情報保護研修(セキュリティ研修)で指導している。 ・個人所有の電子計算機の持ち込み、接続を禁止している。 ・許可された情報端末や外部媒体以外は接続できないよう制御している。 ・システムの操作履歴(操作ログ)を記録し、必要に応じて確認している。 ・委託者(委託先の従業者)に対する対策として、豊中市情報セキュリティ対策基準の規定に基づき、データ及びドキュメントの目的外の使用、複製・複写の禁止に関する事項を契約書に明記している。 <p>特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク</p> <ul style="list-style-type: none"> ・システム上、管理権限を与えられた者以外、情報の複製は行えない仕組みとしている。 ・サーバー室の立ち入りやサーバへのログオン権限を限られた職員にしか設定していない。 ・システムのバックアップデータ等は厳重に管理し、権限を持たない者はアクセスできない。 ・統計処理のためデータの抽出を行う際は、利用可能な端末や操作者を限定し、操作ログを取っている。 ・連携作業のため媒体へ連携データを抽出する際は、利用可能な媒体、端末、操作者を限定し、操作ログを取っている。 ・スクリーンセ이버等を利用して、長時間にわたり本人確認情報を画面に表示させない。 ・端末のディスプレイを、来庁者から覗き見できないよう措置を講じている。 ・個人情報が表示された画面のハードコピーの取得は事務処理に必要となる範囲にとどめ、事務処理後速やかに廃棄している。 ・大量のデータ出力に際しては、事前に管理責任者の承認を得ている。 			
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない	
リスク: 委託先における不正な使用等のリスク			
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定めていない
規定の内容	<p>個人情報の保護に関する法律、豊中市個人情報の保護に関する法律施行条例及び豊中市情報セキュリティ対策基準の規定に基づき、以下の規定を記載している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・再委託の禁止又は制限 ・個人情報等の漏えい防止及び事故防止の措置 ・個人情報を漏えいする行為による罰則の適用 ・データの他目的利用及び第三者への提供の禁止 ・データの複写、複製の禁止 ・データの管理義務 ・作業場所、作業場所における責任体制、作業範囲の明確化 ・事故発生時における報告義務 ・立入検査 ・データ及びドキュメントの保管、返却及び廃棄消去 ・個人情報の秘密保持義務 ・違反した場合における契約解除等の措置及び損害賠償 		
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 3) 十分に行っていない	2) 十分に行っている 4) 再委託していない
具体的な方法	<p>契約書において、原則として、委託先は他者へ委託し、又は請け負わせてはならず、再委託を行う場合には、委託先と協議したうえ、再委託先において委託先と同程度以上のセキュリティの体制が確保できるとして承認した場合のみ例外的に認めることとしている。</p>		
その他の措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である

リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 不正な提供が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	<p><子ども子育て支援システムから中間サーバーへ情報連携する際の措置> 中間サーバーに保存される児童手当関係情報の副本は、子ども子育て支援システムから 庁内連携システムや宛名システムを介して中間サーバーへ情報連携することで作成されるが、 その他のシステムからは情報の作成・修正・削除等がなされないようにシステムで制御しており、 不正な提供を抑止している。</p> <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムから入手した照会許可用 照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを 実施している。 ②情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供 ネットワークシステムから提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、 照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供される リスクに対応している。 ③機微情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の 提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が 不正に提供されるリスクに対応している。 ④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の 操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報 提供を行う機能。</p>	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置

○安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク

<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置>

中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、内閣総理大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。

<中間サーバー・プラットフォームにおける措置>

①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。

②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。

○入手した特定個人情報ที่ไม่正確であるリスク

<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置>

中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、内閣大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。

○入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク

<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置>

①中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している(※)。

②既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。

③情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に結果情報を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報が漏えい・紛失するリスクを軽減している。

④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。

(※)中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバーでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。

<中間サーバー・プラットフォームにおける措置>

①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。

②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。

③中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視・障害対応等であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。

○不適切な方法で提供されるリスク

<業務システムから中間サーバーへ情報連携する際の措置>

中間サーバーに保存される副本情報は、業務システムから庁内連携システムや宛名システムを介して中間サーバーへ情報連携することで作成されるが、その他のシステムからは作成されないようにシステムで制御している。

また、情報連携は、専用回線を用い、情報の暗号化を実施することで、不適切な方法による提供を抑制している。

<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置>

①セキュリティ管理機能(※)により、情報提供ネットワークシステムに送信する情報は、情報照会者から受領した暗号化鍵で暗号化を適切に実施した上で提供を行う仕組みになっている。

②中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。

(※)暗号化・復号機能と、鍵情報及び照会許可照会リストを管理する機能。

<中間サーバー・プラットフォームにおける措置>

①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持したL2WANを利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。

②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。

③中間サーバー・プラットフォームの事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。

○誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク

<業務システムから中間サーバーへ情報連携する際の措置>

- ①中間サーバーに保存される副本情報については、業務システムから、庁内連携システムや宛名システムを介して、中間サーバーへの情報連携されるが、情報内容の修正等を行わないことで、中間サーバの副本内容が業務システムの情報と同一の情報であることを担保している。
- ②中間サーバーへ情報連携する際は、個人番号、団体内統合宛名番号、宛名番号等の個人を特定する番号によりシステムで自動的に突合されることで、誤った相手への提供を防止し、予め設定された中間サーバーへの情報項目の対応付けに従って情報を受渡しすることで、誤った情報の提供を防止している。

<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置>

- ①情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、提供許可証と情報照会者への経路情報を受領した上で、情報照会内容に対応した情報提供をすることで、誤った相手に特定個人情報が提供されるリスクに対応している。
 - ②情報提供データベース管理機能(※)により、「情報提供データベースへのインポートデータ」の形式チェックと、接続端末の画面表示等により情報提供データベースの内容を確認できる手段を準備することで、誤った特定個人情報を提供してしまうリスクに対応している。
 - ③情報提供データベース管理機能では、情報提供データベースの副本データを既存業務システムの原本と照合するためのエクスポートデータを出力する機能を有している。
- (※)特定個人情報を副本として保存・管理する機能。

7. 特定個人情報の保管・消去

リスク： 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク

①事故発生時手順の策定・周知

[十分に行っている]

<選択肢>

- 1) 特に力を入れて行っている
- 2) 十分に行っている
- 3) 十分に行っていない

<p>②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか</p>	<p>[発生なし]</p>	<p><選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし</p>
<p>その内容</p>		
<p>再発防止策の内容</p>		
<p>その他の措置の内容</p>	<p>【物理的対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・記録媒体、紙媒体はカギ付きのロッカーに保管する。 ・サーバー室と、データ、プログラム等を含んだ記録媒体及び帳票等の可搬媒体を保管する保管室は、他の部屋とは区別して専用の部屋としている。 ・出入口には機械による入退室を管理する設備を設置している。 ・入退室管理を徹底するため出入口の場所を限定している。 ・監視設備として監視カメラ等を設置している。 ・サーバ室への入室は生体認証を実施している。 ・サーバは専用のサーバラックに設置し、耐震補強を行うとともに、施錠管理している。 <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <ol style="list-style-type: none"> ①中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避している。 ②事前に申請し承認されてない物品、記憶媒体、通信機器などを不正に所持し、持出持込することがないよう、警備員などにより確認している。 <p><申請管理システムにおける措置></p> <ol style="list-style-type: none"> ①申請管理システムをデータセンターに構築し、設置場所への入退室管理・施錠（静脈認証）管理を行っている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域としている。 ②承認外の物品、記憶媒体、通信機器が持ち込まれないようにシステムで制御している。 ③申請管理システム接続端末については、業務時間内のセキュリティワイヤー等による固定、操作場所への入退室管理、業務時間外の施錠できるキャビネット等への保管、などの物理的対策を講じている。 <p>【技術的対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人所有の電子計算機の持ち込み、接続を禁止している。 ・実施機関内の他システムとの連携においては、情報の詐取・奪取の防止及び正確性担保のため、専用回線を用い、情報の暗号化を実施する等の措置を行っている。 ・ウイルス対策ソフトの定期的パターン更新を行っている。 ・不正アクセス防止策として、ファイアウォールを導入している。 <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <ol style="list-style-type: none"> ①中間サーバー・プラットフォームではUTM（コンピュータウイルスやハッキング等の脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置）等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行っている。 ②中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行っている。 ③導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行っている。 <p><サービス検索・電子申請機能における措置></p> <p>サービス検索・電子申請機能と地方公共団体との間は、専用線であるLGWAN回線を用いた通信を行うことで、外部からの盗聴、漏えい等が起こらないようにしており、さらに通信自体も暗号化している。</p> <p><申請管理システムにおける措置></p> <ol style="list-style-type: none"> ①ネットワークによる対策 <ul style="list-style-type: none"> ・UTM等の導入、アクセス制限、侵入検知・防止、ログ解析を行っている。 ・SSL-VPNによる暗号化通信で不正アクセス防止している。 ・直接攻撃を防護するためにDMZセグメント（セキュリティ境界）を設置している。 ②アプリケーションによる対策 <ul style="list-style-type: none"> ・使用した情報が端末に残らない仕組みで個人情報の不正持ち出しや端末の盗難等の情報漏洩リスクを防止している。 ・申請管理システム及び事前申請システムでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行っている。 ・導入しているOS及びミドルウェアについて、セキュリティパッチの適用を行っている。 	
<p>リスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である]</p>	<p><選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>

<p>特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置</p> <p>○特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サービス検索・電子申請機能から申請管理システムへのデータ連携は、未連携・ダウンロードの申請を1時間ごとに取得している。 ・申請データ一覧と申請管理システムでのステータス管理を定期的に整合性を確認している。 <p>○特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請管理システムのデータは、申請書の保存年限が過ぎたものを削除する運用としている。システムサービス利用契約終了後は即データ 消去される。
--

8. 監査

実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検	[<input type="radio"/>] 内部監査	[<input type="checkbox"/>] 外部監査
-------	--------------------------------	--------------------------------	-----------------------------------

9. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発	[<input type="checkbox"/> 十分に行っている]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている</p> <p>3) 十分に行っていない</p>
具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> ・新規配属時に実施する研修において情報セキュリティについて説明、周知徹底している。 ・年1回の情報セキュリティ研修の受講を義務付けるほか、職員に情報セキュリティハンドブックを配布している。 ・委託業者については、「個人情報保護に関する法律」及び「番号法」による罰則適用並びに受託業者による従業員(再委託先含む)への教育の実施を明記した契約を締結している。 <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>IPA(情報処理推進機構)が提供する最新の情報セキュリティ教育用資料等を基にセキュリティ教育資料を作成し、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、運用規則(接続運用規程等)や情報セキュリティに関する教育を年次(年2回)及び随時(新規要員着任時)実施することとしている。</p>	

10. その他のリスク対策

<中間サーバー・プラットフォームにおける措置>

中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用、監視を実現する。

IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	市政情報コーナー(総務部 法務・コンプライアンス課 情報管理係) 〒561-8501 豊中市中桜塚三丁目1番1号 (第二庁舎4階) 電話番号 06-6858-2054
②請求方法	個人情報の保護に関する法律及び同法施行令に基づき、本人確認書類を提示した上で、指定様式による書面を提出する。
③法令による特別の手続	
④個人情報ファイル簿への不記載等	
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	こども未来部 子育て給付課 〒561-8501 豊中市中桜塚三丁目1番1号(第二庁舎3階) 電話番号 06-6858-2221
②対応方法	・問合せの受付時に受付票を起票し、対応についての記録を残す。 ・情報漏えい等の重大な事案に関する問合せについて、関係先等に事実確認を行うための標準的な処理期間を設ける。

V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和2年6月30日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	
②実施日・期間	
③主な意見の内容	
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	
②方法	
③結果	

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年6月28日	I-2 システム6の②	受給事由消滅の届け出	左の文言を削除した	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
平成30年6月28日	I-2 システム6の②	未支払の児童手当の請求	左の文言を削除した	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
平成30年6月28日	I-2 システム6の②	受給資格者の申出による学校給食費等の徴収等の申出	左の文言を削除した	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
平成30年6月28日	I-2 システム6の②	右の文言を追加した	現況届の申請	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
平成30年6月28日	II-5 移転先② ⑥移転方法	[○]庁内連携システム []紙	[]庁内連携システム [○]紙	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
平成30年6月28日	別添1 ファイル記録項目	右の文言を追加した	○年金情報 年金種別、被用区分、記号番号、勤務先、勤務先電話番号	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
平成30年6月28日	III-3 (リスク1)リスクに対する措置の内容 (リスク2)具体的な管理方法 (リスク2)その他の措置の内容 III-5 その他の措置の内容 III-6 (リスク2)リスクに対する措置の内容	・児童手当システム	・子ども子育て支援システム	事後	重要な項目の変更であるが、システムの名称変更であるため、重要な変更にあたらない
平成30年6月28日	III-9 従業者に対する教育・啓発 -具体的な方法	委託業者については、「豊中市個人情報保護条例」の規程の遵守及び罰則適用を明記した契約を締結している。	委託業者については、「豊中市個人情報保護条例」及び「番号法」による罰則適用並びに受託業者による従業者(再委託先含む)への教育の実施を明記した契約を締結している。	事後	重要な項目の変更であるが、表現の見直しによるものであるため、重要な変更にあたらない
平成31年4月25日	III-6(リスク1) リスクに対する措置の内容	(※2)番号法別表第2及び第19条第14号に基づき、	(※2)番号法別表第2及び第19条第8号に基づき、	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和1年6月28日	IV-1-① 請求先	市政情報コーナー(総務部 情報政策課 情報管理係) 〒561-8501 豊中市中桜塚三丁目1番1号 (第二庁舎4階) 電話番号 06-6858-2054	市政情報コーナー(総務部 法務・コンプライアンス課 情報管理係) 〒561-8501 豊中市中桜塚三丁目1番1号 (第二庁舎4階) 電話番号 06-6858-2054	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更

令和1年6月28日	I-6-② 所属長の役職	北村 宣雄	子育て給付課長	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和1年6月28日	I-5-② 法令上の根拠	2. 情報照会の根拠の別表第二の主務省令に 右の条項を追加	40条の2	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和2年6月30日	I-5-② 法令上の根拠	1. 情報提供の根拠 ・番号法第19条第7号 別表第二の第26・30・87 の項 ・番号法第19条第8号 ・行政手続における特定の個人を識別するための 番号の利用等に関する法律別表第二の主務 省令で定める事務及び情報を定める命令 第 19条・44条	1. 情報提供の根拠 ・番号法第19条第7号 別表第二の第26・30・ 87・106の項 ・番号法第19条第8号 ・行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律別表第二の主務 省令で定める事務及び情報を定める命令 第 19条・44条・53条	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和2年6月30日	II-4 委託事項2-④	再委託しない	再委託する	事後	重要な項目の変更であるが、 委託内容の変更ではなく誤記 修正であるため、重要な変更 に当たらない
令和2年6月30日	II-4 委託事項2-⑤	右の文言を追加した	委託先業者はあらかじめ書面により、再委託の 理由、再委託先、再委託の内容、再委託先が取 り扱う情報及び再委託先に対する監督方法等 を通知し、許可を得ることにより再委託できる。	事後	重要な項目の変更であるが、 当初より実施していた内容が 評価書に反映されていないこ との修正であるため、重要な 変更には当たらない
令和2年6月30日	II-4 委託事項2-⑥	右の文言を追加した	上記委託内容と同じ	事後	重要な項目の変更であるが、 当初より実施していた内容が 評価書に反映されていないこ との修正であるため、重要な 変更には当たらない
令和2年6月30日	II-5 提供・移転の有無	提供を行っている(4)件	提供を行っている(5)件	事後	事前の提出・公表が不要なそ 他の項目の変更
令和2年6月30日	II-5 提供先3-⑤	右の文言を追加した	児童手当等の受給資格者	事後	事前の提出・公表が不要なそ 他の項目の変更
令和2年6月30日	II-5 提供先5		項目を追加した	事後	事前の提出・公表が不要なそ 他の項目の変更
令和2年6月30日	II-5 移転先2-②	就労自立給付金の支給	就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支 給	事後	事前の提出・公表が不要なそ 他の項目の変更
令和2年6月30日	II-6 保管場所	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置 > ① 中間サーバー・プラットフォームはデータセン ターに設置しており、データセンターへの入館及 びサーバー室への入室を厳重に管理する。	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置 > ① 中間サーバー・プラットフォームはデータセン ターに設置している。データセンターへの入館、 及びサーバー室への入室を行う際は、警備員 などにより顔写真入りの身分証明書と事前申請 との照合を行う。	事後	重要な項目の変更であるが、 記載内容の見直しによるもの であるため、重要な変更には 当たらない

令和2年6月30日	Ⅲ-6(リスク1) リスクに対する措置の内容	<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> (※2)番号法別表第2及び第19条第8号に基づき、事務手続ごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。	<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> (※2)番号法の規定による情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供に係る情報照会者、情報提供者、事務及び特定個人情報を一覧化し、情報照会の可否を判断するために使用するもの。	事後	重要な項目の変更であるが、記載内容の見直しによるものであるため、重要な変更にあたらない
令和2年6月30日	Ⅲ-6(リスク2) リスクに対する措置の内容	<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ③特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。	<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ③機微情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。	事後	重要な項目の変更であるが、記載内容の見直しによるものであるため、重要な変更にあたらない
令和2年6月30日	Ⅲ-7 その他の措置の内容	【物理的対策】 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 右の内容を追記	【物理的対策】 <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ②事前に申請し承認されてない物品、記憶媒体、通信機器などを不正に所持し、持出持込することがないよう、警備員などにより確認している。	事後	重要な項目の変更であるが、記載内容の見直しによるものであるため、重要な変更にあたらない
令和2年6月30日	Ⅲ-9 具体的な内容	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ① 中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 ② 中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①IPA(情報処理推進機構)が提供する最新の情報セキュリティ教育用資料等を基にセキュリティ教育資料を作成し、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、運用規則(接続運用規程等)や情報セキュリティに関する教育を年次(年2回)及び随時(新規要員着任時)実施することとしている。	事後	重要な項目の変更であるが、記載内容の見直しによるものであるため、重要な変更にあたらない
令和2年6月30日	Ⅲ-10	-	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用、監視を実現する。	事後	重要な項目の変更であるが、記載内容の見直しによるものであるため、重要な変更にあたらない
令和2年6月30日	V-1-① 実施日	平成29年6月29日	令和2年6月30日	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更

令和2年10月20日	表紙 特記事項	豊中市では、「豊中市個人情報保護条例」に基づいて個人情報保護の対策を実施するとともに、これらの実効性を確保するため情報セキュリティポリシーを作成し、個人情報の漏えい、改ざん、不正アクセス等を防止するための様々な対策に取り組んでいる。 なお、住民情報を取り扱うシステムのデータを保管している電子計算機室を所管する情報政策課においては、国際標準規格に準拠した「情報セキュリティマネジメントシステム (ISMS)」を構築し、平成18年にISMS適合性評価制度に基づく「ISO/IEC27001」の認証を取得している。	削除	事前	
令和3年6月30日	I-1-② 事務の内容	右の文言を追加した	コロナ関連給付金	事前	
令和3年6月30日	I-2 システム7 ①システムの名称	右の文言を追加した	コロナ関連給付金システム	事前	
令和3年6月30日	I-2 システム7 ②システムの機能	右の文言を追加した	1. 通知書等を発行・管理する機能。 2. 受給者の給付状況を管理する機能。	事前	
令和3年6月30日	I-2 システム7 ③他のシステムとの接続	[] その他(児童手当システム)	[<input type="checkbox"/>] その他(児童手当システム)	事前	
令和3年6月30日	II-3-① 入手元	[<input type="checkbox"/>] 評価実施期間内の他部署() [<input type="checkbox"/>] 行政機関・独立行政法人等() [<input type="checkbox"/>] 地方公共団体・地方独立行政法人()	[<input type="checkbox"/>] 評価実施機関内の他部署(住民票担当部署、地方税担当部署) [<input type="checkbox"/>] 行政機関・独立行政法人等(日本年金機構、共済組合等) [<input type="checkbox"/>] 地方公共団体・地方独立行政法人(各市町村、地方公共団体システム機構)	事後	重要な項目の変更であるが、記載内容の見直しによるものであるため、重要な変更に当たらない
令和3年6月30日	II-4-③ 委託先名	富士通株式会社	富士通Japan株式会社	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更

令和3年6月30日	Ⅲ-3(リスク2) 具体的な管理方法	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども子育て支援システム 端末にIDカードとパスワードで認証 システムにIDとパスワードで認証 ・住民基本台帳ネットワークシステム 端末にはIDと生体情報で認証 システムにはIDとパスワードで認証 ・共通基盤システム・団体内統合宛名システム 児童手当担当者は直接アクセスできないよう制御 ・中間サーバー IDカードとパスワードで認証 	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども子育て支援システム 端末にIDカードとパスワードで認証 システムにIDとパスワードで認証 ・住民基本台帳ネットワークシステム 端末にはIDと生体情報で認証 システムにはIDとパスワードで認証 ・中間サーバー・団体内統合宛名システム 端末にはIDカードまたは生体情報とパスワードで認証 システムにはIDとパスワードで認証 ・共通基盤システム 児童手当担当者は直接アクセスできないよう制御 	事後	重要な項目の変更であるが、リスクを低減するものであるため、重要な変更にあたらない
令和3年6月30日	Ⅲ-8 実施の有無	[<input type="radio"/>]外部監査	[<input type="checkbox"/>]外部監査	事前	
令和3年12月24日	I-5-② 法令上の根拠	<p>1. 情報提供の根拠</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第7号 別表第二の第26・30・87・106の項 ・番号法第19条第8号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19条・44条・53条 <p>2. 情報照会の根拠</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第7号 別表第二の第74・75の項、 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第40条・40条の2 	<p>1. 情報提供の根拠</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第8号 別表第二の第26・30・87・106の項 ・番号法第19条第9号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19条・44条・53条 <p>2. 情報照会の根拠</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第8号 別表第二の第74・75の項、 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第40条・40条の2 	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和3年12月24日	II-5-① 法令上の根拠	<p>提供先1 番号法 第19条第7号 別表第二の第26の項</p> <p>提供先2 番号法 第19条第7号 別表第二の第30の項</p> <p>提供先3 番号法 第19条第7号 別表第二の第87の項</p> <p>提供先4 番号法第19条第8号</p> <p>提供先5 番号法 第19条第7号 別表第二の第106の項</p>	<p>提供先1 番号法 第19条第8号 別表第二の第26の項</p> <p>提供先2 番号法 第19条第8号 別表第二の第30の項</p> <p>提供先3 番号法 第19条第8号 別表第二の第87の項</p> <p>提供先4 番号法第19条第9号</p> <p>提供先5 番号法 第19条第8号 別表第二の第106の項</p>	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更

令和4年6月30日	I-2(システム8) ①システムの名称	—	電子申込システム	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和4年6月30日	I-2(システム8) ②システムの機能	—	個人番号カードの署名用電子証明書を利用し、各種申込をオンラインで受理する機能。	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和4年6月30日	II-3 ②入手方法	[]その他	[O]その他(電子申込システム)	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和4年6月30日	II-4(委託事項5)	—	電子申込システムの保守	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和4年6月30日	II-4(委託事項5) ①委託内容	—	システムの障害監視作業、障害復旧作業、パッケージアプリケーション保守作業、職員からの問合せに対する調査等	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和4年6月30日	II-4(委託事項5) ②委託先における取扱者数	—	10人以上50人未満	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和4年6月30日	II-4(委託事項5) ③委託先名	—	株式会社NTTデータ関西	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和4年6月30日	II-4(委託事項5)-再委託 ④再委託の有無	—	再委託しない	事後	重要な項目の変更であるが、記載の変更であり、重要な変
令和4年6月30日	III-2 リスクに対する措置の内容	<p>本人等(本人又は本人の代理人)からの入手</p> <ul style="list-style-type: none"> ・届出者が必要な情報以外を誤って記載することがないような書面書式としている。 ・窓口において、対面で本人確認書類の提示を受け、本人確認を行う。 ・窓口において、本人の代理人が届出を行う場合は、委任状の確認を行うと共に、代理人の本人確認を行う。 ・本人確認を行う際には、個人番号カードや官公庁発行の顔写真入りの身分証明書の提示を受ける。 <p>個人番号カードや官公庁発行の顔写真入りの身分証明書を提示できない場合は、年金手帳等 複数の本人確認書類の提示を受けると共に、住基情報等の聞き取りを行う。</p>	<p>本人等(本人又は本人の代理人)からの入手</p> <ul style="list-style-type: none"> ・届出者が必要な情報以外を誤って記載することがないような書面書式としている。 ・窓口において、対面で本人確認書類の提示を受け、本人確認を行う。 ・窓口において、本人の代理人が届出を行う場合は、委任状の確認を行うと共に、代理人の本人確認を行う。 ・本人確認を行う際には、個人番号カードや官公庁発行の顔写真入りの身分証明書の提示を受ける。 <p>個人番号カードや官公庁発行の顔写真入りの身分証明書を提示できない場合は、年金手帳等 複数の本人確認書類の提示を受けると共に、住基情報等の聞き取りを行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報が含まれる申込をオンラインで入手する場合は、公的個人認証の仕組みが実装されたシステムを使用している。 	事後	重要な項目の変更であるが、リスクを低減するものであるため、重要な変更にあたらない

令和4年6月30日	Ⅲ-3-リスク2 具体的な管理方法	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども子育て支援システム 端末にIDカードとパスワードで認証 システムにIDとパスワードで認証 ・住民基本台帳ネットワークシステム 端末にはIDと生体情報で認証 システムにはIDとパスワードで認証 ・中間サーバー・団体内統合宛名システム 端末にはIDカードまたは生体認証とパスワードで認証 システムにはIDとパスワードで認証 ・共通基盤システム 児童手当担当者は直接アクセスできないよう制御 	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども子育て支援システム 端末に生体情報とパスワードで認証 システムにIDとパスワードで認証 ・住民基本台帳ネットワークシステム 端末にはIDと生体情報で認証 システムにはIDとパスワードで認証 ・中間サーバー・団体内統合宛名システム 端末には生体情報とパスワードで認証 システムにはIDとパスワードで認証 ・共通基盤システム 児童手当担当者は直接アクセスできないよう制御 ・電子申込システム 端末にはIDと生体情報で認証。 システムにはパスワード自動入力によるシングルサインオンでの認証。 システムのパスワードはシステム管理者が管理。 	事後	重要な項目の変更であるが、リスクを減少させる変更のため、重要な変更にあたらない
令和4年6月30日	Ⅲ-6 情報提供ネットワークとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置	<p>○安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク</p> <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> 中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。</p>	<p>○安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク</p> <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> 中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、内閣総理大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。</p>	事後	重要な項目の変更であるが、記載内容の見直しによるものであるため、重要な変更にあたらない
令和4年6月30日	Ⅲ-6 情報提供ネットワークとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置	<p>○入手した特定個人情報が不正確であるリスク</p> <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> 中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。</p>	<p>○入手した特定個人情報が不正確であるリスク</p> <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> 中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、内閣総理大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。</p>	事後	重要な項目の変更であるが、記載内容の見直しによるものであるため、重要な変更にあたらない
令和5年6月30日	I-2 システム6 ②システムの機能	個人番号カードの署名用電子証明書を利用し、各種申込をオンラインで受理する機能。	個人番号カード用または移動端末設備用の署名用電子証明書を利用し、各種申込をオンラインで受理する機能。	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和5年6月30日	I-2 システム8 ①システムの名称	—	サービス検索・電子申請機能	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更

令和5年6月30日	I-2 システム8 ②システムの機能	—	<ul style="list-style-type: none"> ・【住民向け機能】自らが受けることができるサービスをオンラインで検索及び申請ができる機能 ・【地方公共団体向け機能】住民が電子申請を行った際の申請データ取得画面又は機能を、地方公共団体に公開する機能 	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和5年6月30日	I-2 システム8 ③他のシステムとの接続	[]その他()	[○]その他(申請管理システム)	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和5年6月30日	I-2 システム9 ①システムの名称	—	申請管理システム	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和5年6月30日	I-2 システム9 ②システムの機能	—	<ol style="list-style-type: none"> 1. 申請データ取込み機能 <ul style="list-style-type: none"> ・サービス検索・電子申請機能(マイナポータル)から申請データを取込む 2. 変換・連携機能 <ul style="list-style-type: none"> ・住民基本台帳システムから連携した番号紐づけ情報により、申請データのシリアル番号を宛名番号に変換する ・申請データを住民基本台帳システムほか基幹系業務システムへ送信する 3. 申請データ管理機能 <ul style="list-style-type: none"> ・申請データを画面上に表示し、データを申請書様式で印刷する ・申請情報のステータスを管理する ・申請情報の検索を行う 	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和5年6月30日	I-2 システム9 ③他のシステムとの接続	[]その他()	[○]その他(サービス検索・電子申請機能)	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和5年6月30日	II-3 ②入手方法	[○]その他(電子申込システム)	[○]その他(電子申込システム、サービス検索・電子申請機能、申請管理システム)	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和5年6月30日	II-3 ⑤使用方法	右記の文言を追加	<p><申請管理システム> 「サービス検索・電子申請機能」を通じて申請された電子申請データの受理、審査等</p>	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和5年6月30日	II-3 ⑤使用方法情報の突合	右記の文言を追加	<p><申請管理システム> 申請者を確認するために既存住基システムを通じて取り込んだ番号紐付情報と突合する。</p>	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和5年6月30日	II-4 委託の有無	4件	5件	事後	重要な項目の変更であるが、記載の変更であり、重要な変更にとらならない
令和5年6月30日	II-4(委託事項5)	—	申請管理システムの保守	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更

令和5年6月30日	Ⅱ-4(委託事項5) ①委託内容	—	システムの障害監視作業、障害復旧作業、パッケージアプリケーション保守作業、職員からの問合せに対する調査等	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和5年6月30日	Ⅱ-4(委託事項5) ②委託先における取扱者数	—	10人以上50人未満	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和5年6月30日	Ⅱ-4(委託事項5) ③委託先名	—	富士フィルムシステムサービス株式会社	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和5年6月30日	Ⅱ-4(委託事項5)-再委託 ④再委託の有無	—	再委託しない	事後	重要な項目の変更であるが、記載の変更であり、重要な変更にあたらない
令和5年6月30日	Ⅱ-6 保管場所	右記の文言を追加	<p><サービス検索・電子申請機能における措置> ①システム内のデータは、セキュリティゲートにて入退館管理をしている建物のうち、さらに厳格な 入退室管理を行っている区画に設置したサーバ内に保管している。 ②外部記憶媒体は、施錠できるキャビネットに保管している。</p> <p><申請管理・事前申請における措置> 申請管理システム・事前申請システムのサーバは、入退室管理・施錠(静脈認証)管理を行っているデータセンターに構築し、データはサーバ内専用の領域に保管している。</p>	事後	重要な項目の変更であるが、リスクを減少させる変更のため、重要な変更にあたらない
令和5年6月30日	Ⅲ-2 リスクに対する措置の内容	右記の文言を追加	<p>本人等(本人又は本人の代理人)からの入手</p> <p>・マニュアルやweb上で、個人番号の提出が必要な者の要件を明示、周知し、本人以外の情報の入手を防止する。 ・住民がサービス検索・電子申請機能の画面の誘導に従いサービスを検索し申請フォームを選択して必要情報を入力することとなるが、画面での誘導を簡潔に行うことで、異なる手続に係る申請や不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。</p>	事後	重要な項目の変更であるが、リスクを低減するものであるため、重要な変更にあたらない

令和5年6月30日	Ⅲ-2 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	右記の文言を追加	不適切な方法で入手が行われるリスク ・住民がサービス検索・電子申請機能から個人番号付電子申請データを送信するためには、個人番号カードの署名用電子証明書による電子署名を付すこととなり、のちに署名検証も行われるため、本人からの情報のみが発送される。 ・サービス検索・電子申請機能の画面の誘導において住民に何の手続きを探し電子申請を行いたいのか理解してもらいながら操作をしていただき、たどり着いた申請フォームが何のサービスにつながるものか明示することで、住民に過剰な負担をかけることなく電子申請を実施いただけるよう措置を講じている。	事後	重要な項目の変更であるが、リスクを低減するものであるため、重要な変更にあたらない
令和5年6月30日	Ⅲ-2 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	右記の文言を追加	入手した特定個人情報が不正確であるリスク ・住民がサービス検索・電子申請機能から個人番号付電子申請データを送信するためには、個人番号カードの署名用電子証明書による電子署名を付すこととなり、電子署名付与済の個人番号付電子申請データを受領した地方公共団体は署名検証(有効性確認、改ざん検知等)を実施することとなる。これにより、本人確認を実施する。 ・個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請フォームに自動転記を行うことにより、不正確な個人番号の入力を抑止する措置を講じている。	事後	重要な項目の変更であるが、リスクを低減するものであるため、重要な変更にあたらない
令和5年6月30日	Ⅲ-2 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	右記の文言を追加	入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク ・サービス検索・電子申請機能と地方公共団体との間は、専用線であるLGWAN回線を用いた通信を行うことで、外部からの盗聴、漏えい等が起こらないようにしており、さらに通信自体も暗号化している。 ・申請管理システム(クラウド)と豊中市の間はVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。	事後	重要な項目の変更であるが、リスクを低減するものであるため、重要な変更にあたらない
令和5年6月30日	Ⅲ-3-リスク2 具体的な管理方法	右記の文言を追加。	・サービス検索・電子申請機能・申請管理システム 端末に生体情報とパスワードで認証 システムにIDとパスワードで認証	事後	重要な項目の変更であるが、リスクを減少させる変更のため、重要な変更にあたらない

令和5年6月30日	Ⅲ-3 その他の措置の内容	<p>【特定個人情報の使用の記録】 下記システムへのログイン記録(失敗した記録を含む)、個人を特定した検索および特定後の操作ログの記録を行い、一定期間保存している。</p> <p>・子ども子育て支援システム ・住民基本台帳ネットワークシステム ・共通基盤システム ・団体内統合宛名システム ・中間サーバー</p>	<p>【特定個人情報の使用の記録】 下記システムへのログイン記録(失敗した記録を含む)、個人を特定した検索および特定後の操作ログの記録を行い、一定期間保存している。</p> <p>・子ども子育て支援システム ・住民基本台帳ネットワークシステム ・共通基盤システム ・団体内統合宛名システム ・中間サーバー ・申請管理システム</p>	事後	重要な項目の変更であるが、リスクを減少させる変更のため、重要な変更にあたらない
令和5年6月30日	Ⅲ-4 規定の内容	豊中市個人情報保護条例、豊中市個人情報保護条例施行規則及び、豊中市情報セキュリティ対策基準の規定に基づき、以下の規定を記載している。	個人情報の保護に関する法律、豊中市個人情報の保護に関する法律施行条例及び豊中市情報セキュリティ対策基準の規定に基づき、以下の規定を記載している。	事後	重要な項目の変更であるが、記載の変更であり、重要な変更にあたらない
令和5年6月30日	Ⅲ-7 その他の措置の内容	【物理的対策】 に右記の文言を追記	<p><申請管理システムにおける措置></p> <p>①申請管理システムをデータセンターに構築し、設置場所への入退室管理・施錠(静脈認証)管理を行っている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域としている。</p> <p>②承認外の物品、記憶媒体、通信機器が持ち込まれないようにシステムで制御している。</p> <p>③申請管理システム接続端末については、業務時間内のセキュリティワイヤー等による固定、操作場所への入退室管理、業務時間外の施錠できるキャビネット等への保管、などの物理的対策を講じている。</p>	事後	重要な項目の変更であるが、リスクを減少させる変更のため、重要な変更にあたらない

令和5年6月30日	Ⅲ-7 その他の措置の内容	【技術的対策】 に右記の文言を追記	<p><検索・電子申請機能における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・サービス検索・電子申請機能と地方公共団体との間は、専用線であるLGWAN回線を用いた通信を行うことで、外部からの盗聴、漏えい等が起こらないようにしており、さらに通信自体も暗号化している。 <p><申請管理システムにおける措置></p> <p>①ネットワークによる対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・UTM等の導入、アクセス制限、侵入検知・防止、ログ解析を行っている。 ・SSL-VPNによる暗号化通信で不正アクセス防止している。 ・直接攻撃を防護するためにDMZセグメント(セキュリティ境界)を設置している。 <p>②アプリケーションによる対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・使用した情報が端末に残らない仕組みで個人情報の不正持ち出しや端末の盗難等の情報漏洩リスクを防止している。 ・申請管理システム及び事前申請システムでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行っている。 ・導入しているOS及びミドルウェアについて、セキュリティパッチの適用を行っている。 	事後	重要な項目の変更であるが、リスクを減少させる変更のため、重要な変更にあたらない
令和5年6月30日	Ⅲ-7 特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	右記の文言を追記	<p>○特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サービス検索・電子申請機能から申請管理システムへのデータ連携は、未連携・ダウンロードの申請を1時間ごとに取得している。 ・申請データ一覧と申請管理システムでのステータス管理を定期的に整合性を確認している。 <p>○特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請管理システムのデータは、申請書の保存年限が過ぎたものを削除する運用としている。システムサービス利用契約終了後は即データ消去される。 	事後	重要な項目の変更であるが、リスクを減少させる変更のため、重要な変更にあたらない
令和5年6月30日	Ⅲ-9 具体的な内容	・委託業者については、「豊中市個人情報保護条例」及び「番号法」による罰則適用並びに受託業者による従業員(再委託先含む)への教育の実施を明記した契約を締結している。	・委託業者については、「個人情報保護に関する法律」及び「番号法」による罰則適用並びに受託業者による従業員(再委託先含む)への教育の実施を明記した契約を締結している。	事後	重要な項目の変更であるが、記載の変更であり、重要な変更にあたらない

令和5年6月30日	IV-1-② 請求方法	豊中市個人情報保護条例に基づき、本人確認書類を提示した上で、指定様式による書面を提出する。	個人情報の保護に関する法律及び同法施行令に基づき、本人確認書類を提示した上で、指定様式による書面を提出する。	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
-----------	----------------	---	--	----	-----------------------